

令和5年度第12回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	令和6年2月9日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時50分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	13番	岡田 充生	出席			
	14番	秦野 勝仁		15番	板 秀樹	
出席吏員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 産業課主幹 前田 智恵子			農業委員会事務員 田邊 操枝		
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農用地利用集積等促進計画案の決定について
報告事項	(1) 農地の復元状況の報告について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について (3) 使用貸借の合意解約について (4) 地域計画策定に係る協議の場(話し合い)の実施状況について
その他	(1) 令和5年度第13回南部町農業委員会総会日程

		れて決まったなどの、具体的な説明を願いたいと思います。その事が大事です。南部町の農家の皆さん方は減収で困っておられます。米農家の方も減収で苦しんでおられます。そのような実態が分かって指導をされているのか。実態が分かっておられるのならば、農家同士で現状の苦しみを少しでも分け合う為にも少し下げてもらえないかと言うような指導をして欲しいです。
	前田主幹	農業者、地権者さんの負担にならない賃料になるようにお話をさせて頂くようにします。
	議長	今後は、そのような格好でご指導されるという事です。
	田邊委員	カメムシの影響もあり、本当に大変だと思います。賃借料を下げたあげて、地域の農業を守っていけるような体制をしっかりと作ってほしいと思いますので、よろしくお願いします。
	議長	他にございませんか。
	庄倉委員	22番の さんは、現在 歳で5年経つと 歳とご高齢ですが、後継者はおられますか。それから、ハーベスターを所有されていますが、どのような作業されていますか。 さんと さんはコンバインを所有されていませんが、どのようにされていますか。
	議長	さんについては、コンバインは持っておられません。農村振興公社とアグリサポート南部に委託されています。
	板委員	さんも さんと同じように委託されています。
	前田主幹	さんの労働力1名は奥様で、子供さんではありません。作業自体どうされているか把握していません。
	足井委員	さんは元気に農業をされています。刈取りについては、一部はハデかけで、後は近所の方に頼まれています。
	庄倉委員	分かりました。
	野口委員	4番の賃借料が物納で玄米30kgとなっています。物納の場合は、30kgは妥当なところですか。
	前田主幹	金額換算でいうと少し多い契約だと認識しています。
	議長	感覚的に、どのくらいだと思われますか。
	前田主幹	半量くらいだと思っています。
	野口委員	質問の仕方を間違えました。妥当かどうかではなくて、一般的かどうかお聞きしたいと思います。
	前田主幹	中間管理の場合は、あまり物納と言う形式を取らないので、平均値はなかなか出しづらいのですが、大体10アール当たり30kgか、1筆当たり30kgの単位でされている前例はあります。相対での契約内容については、こちらでは分かりかねるところがあります。中間管理に関しては、件数が少ないです。
	野口委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第1号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』原案通り議決、承認されました。
5. 報告 (1) 農地の復元状況の報告について	議長	『(1) 農地の復元状況の報告について』説明を求めます。
	局長	【『(1) 農地の復元状況の報告について』朗読(議案書5頁)】 当初の工期は3月まででございましたが、1月12日に工事が終了したと言う事で、担当の地区の足井委員さんと事務局で現地は復元していることを確認しています。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)

(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について (3) 使用貸借の合意解約について	議長	『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』と『(2) 使用貸借の合意解約について』を一括で説明してもよろしいでしょうか。
	一同	異議なし。
	局長	【『(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について』、『(3) 使用貸借の合意解約について』朗読(議案書10~11頁)】 の農地につきましては、解約後は さんが耕作されます。議案1号でご審議頂きました、8番、9番、10番、11番でございます。 の農地につきましては、解約後は さんが耕作されます。議案1号の18番になります。
	議長	ご質問はございませんか。ないようですので、合意解約の報告を終わります。
(3) 地域計画策定に係る協議の場の実施状況について	議長	『(3) 地域計画策定に係る協議の場の実施状況について』説明を願います。
	局長	【実施地区・実施日の朗読(議案書12頁)】 南さいはく地域で区長向けの協議を行ったことによりまして、次々と地域計画の協議が行われると予想しております。その他の地区におきましても、担当地区の委員の皆様と事務局で打合をさせて頂いて、今後どのようにするか、あわせて進めてまいりたいと思っています。
	議長	これは、農業委員会ではなく産業課が主体です。うちが出しゃばる必要はありません。農業委員さんが委員長なり何なりになられたら発言してもらってもいいけれど、原則的に産業課の指示に従って動く流れです。だから、答弁は産業課がされて、皆さんにお願いすることがあれば産業課がされます。 産業課の担当者より上阿賀と南さいはくでは、どのような話があったのか説明してもらえませんか。
	前田主幹	上阿賀は、私は出席出来なかったのですが、地域計画自体の認知があまり無い状態だったという事もありまして、どうゆうものなのか分かりづらいと言う事と、一筆、一筆の意向をもっと詳しく知りたいと言うようなご意見があつて終わったと聞いています。大まかな意向は確認させて頂いていましたが、詳細にどうなっていくか詰まっていない状態でお伺いしたというのがあつて、そういつた話が出たと聞いています。 南さいはくは、区長さんに集まって頂いて、地域計画の策定というものが全国で始まっていて、南部町でも今後取り組んでいきますと言う説明をしました。やはり、今ある人農地プラン自体をあまりご存じではないという方も多かったので、つくっていったらどうなるのかと言うビジョンは、南さいはくは大きい担い手さんがおられないのもあつて、先が見えづらいと言うようなご意見が出てきた状態です。 予定表に江原集落が上がっていますが、2月21日に開催予定です。賀祥集落から、アンケート等を最初に取りではなくて、地域計画がどのようなものかという説明を1回集落の方にしてほしいと言う事で、2月16日に賀祥集落さんの方に伺う予定をしているところです。以上です。
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。ないようですので報告を終わります。
令和5年度第13回農業委員会総会の日程	議長	令和5年度第13回南部町農業委員会総会は、令和6年3月8日(金)に開催します。
閉会	議長	これにて令和5年度第12回南部町農業委員会総会を閉会致します。

